

核兵器禁止条約が1月22日に発効

核兵器がない世界の
始まりに向けて

◀発効が決まった翌々日10月26日に市役所前で発効までのカウントダウン点灯式を開催。

核兵器を全面的に禁止する核兵器禁止条約が、発効要件を満たし、1月22日に発効することが決まりました。被爆75年の節目に、被爆者をはじめとした方々の長年の思いが実を結び、また一歩、核兵器廃絶に向け前進しました。被爆者は二度と他の誰にも同じ体験をさせてはならないと、自らの痛ましい体験を語り、核兵器の非人道性を訴え続けてきました。体験のない世代でも、平和への思いは共有できます。長崎を最後の被爆地にするために、被爆者の思いを引き継ぎ、平和を発信することが重要になります。

この条約の発効をきっかけに、平和への思いを新たにしたいだけという、今月からシリーズでお知らせする予定です。今回は、条約の基本的なことを紹介します。

Q. どんな内容の条約？

核兵器を「非人道兵器」として、開発、保有、使用、使用の威嚇を含むあらゆる活動を例外なく禁止した国際条約です。前文では、被爆者の苦しみと、核兵器廃絶に向けたこれまでの努力について触れられていて、国際条約としては初めて「hibakusha」という言葉が登場します。

Q. なぜ今、この条約が必要？

核不拡散条約（NPT）は1970年に発効していますが、核兵器を持つ国同士の核軍縮の交渉が進みませんでした。そのため、核兵器を法的に禁止して、別の角度から核兵器の廃絶を推し進めるために、この条約が生まれました。

Q. 市民社会ではどんな動きがあった？

国レベルでは国際会議が度々行われてきましたが、長崎を含めた市民社会がこの動きを後押ししました。ノーベル平和賞を受賞したICANやヒバクシャ国際署名、広島・長崎が中心となって世界約8,000の都市で構成する平和首長会議などで、さまざまな活動が行われました。

長崎平和宣言の中でも、1990年代から核兵器禁止条約の成立を訴えてきていて、発効は被爆者と被爆地の長年の願いと訴えが実ったものといえます。

Q. 発効した後はどうなる？

すぐに世界から核兵器がなくなるわけではありません。

今後開催される締約国による会議で、条約の詳細な内容や運用方法の議論が進められます。条約発効により、核兵器に「絶対悪」のイメージが与えられ、核兵器に対する意識が変わり、廃絶に向けた動きの促進につながることを期待されます。

押さえておきたい核兵器禁止条約のこと

条約が発効するまで（概要）

戦後

東西冷戦で、核情勢の緊張が高まる

1970年

核不拡散条約（NPT）の発効
核兵器保有を5カ国（米・露・英・仏・中）に限定し、核軍縮の交渉義務が課される

2010年頃～

核軍縮は進まず、危機感を抱いた国や市民社会の間で、核兵器の非人道性から核兵器を法的に禁止しようとする動きが高まる

2013年～

非核保有国が主導で国際会議が数度にわたって開催

2017年7月

国連加盟国の6割を超える122カ国が賛成し、核兵器禁止条約が採択（※）

2020年10月24日

批准した国・地域が50となり条約の発効が決まる（※）

2021年1月22日

核兵器禁止条約が発効

※「採択」と「批准」と「発効」

条約が力を持つためには、国連で「採択」の後、それぞれの国の議会などが条約を認め、締結する意志を最終的に決定しなければなりません。これを「批准」といいます。所定の発効要件を満たすことで、条約は「発効」し、初めて力を持ちます。